

保育園等給食費の無償化

【担当省庁】 こども家庭庁

広陵町における取組

(現状・課題)

現在、保育所、認定こども園、一部幼稚園においては、園児に対し給食が提供されており、給食費については保護者が負担することとされています。

また、給食費には「主食費（主にご飯代）」と「副食費（主におかず代）」に分類されており、副食費においては低所得者に対する減免措置が講じられるものの、主食については特に支援策はありません。

主食費、副食費の別については長年の取り扱いによるものではありませんが、これを分類する必要性はありません。

本町においては、食材料費の高騰に対し、食材の見直しや残食の減など徹底した取組を行うことにより、令和5年度においても、公立保育所については副食費を月額4,500円に据え置き、保護者の負担を増やさないよう努力しております。また、副食費減免制度を周知し、低所得者に対し副食費の負担がないよう努めていますが、主食費については支援策がないため、一律に負担を求めているところであります。

副食費の負担については、3歳児以上の保育費無償化の際、食費については保護者負担を行うものとして保育料から切り離され、新たに負担するものとして取り扱われましたが、学校給食の無償化が叫ばれる今日においては、就学前児童に対する給食費についても同様に無償化を講じていく必要があります。

国にお願いすること

○「主食費」「副食費」は給食費として統一し、すべて所得による減免対象となるよう見直し願いたい。

○給食費については、公定価格内に計上するなど、すべての園児に対し、給食費の無償化（又は一定金額の免除）を講じていただきたい。

【担当部署】 広陵町こども課